

平成 25 年 12 月 26 日

各 位

会社名 ショットモリテックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 隆雄
(コード番号：7714 東証第一部)
問い合わせ先 人事総務部長 加納正和
電話番号 048-218-2527

支配株主等に関する事項について

当社の支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 親会社、支配株主又はその他の関係会社の商号等

(平成 25 年 9 月 30 日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている証券取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
ショット日本 (株)	親会社	71.6%	-	71.6%	なし
SCHOTT Benelux B. V.	親会社	-	71.6%	71.6%	なし
SCHOTT Glaswerke Beteiligungs-GmbH	親会社	-	71.6%	71.6%	なし
SCHOTT AG	親会社	-	71.6%	71.6%	なし

2. 親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称及びその理由
SCHOTT AG (以下「ショット社」といいます。)は SCHOTT Glaswerke Beteiligungs-GmbH の完全親会社であり、SCHOTT Glaswerke Beteiligungs-GmbH は SCHOTT Benelux B. V. の完全親会社であります。また、SCHOTT Benelux B. V. は、ショット日本 (株) の完全親会社であります。このうち、ショット社は当社と販売、販売代理及び研究開発の 3 分野について戦略的提携を結んでおり当社と密接な関係を有していることから、ショット社が親会社等のうち当社に与える影響が最も大きいと認められる会社であると認識しております。

3. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係
当社はドイツの企業であるショット社 (当社の議決権の 71.6%を所有) を中心とする企業グループに属しており、当社はショットグループの中でマシンビジョンシステム製品を中心とした、製品の製造販売の役割を担っております。役員における兼務の状況については、ショットグループの従業員 2 名を当社の取締役として受け入れている他、当社取締役 1 名がショットグループにおいて兼務を行っております。
また、相互の製品販売の効率化およびグループ間の連携強化を図るため、ショットグループより社員 4 名 (これには「役員兼務の状況」に記載しておりますエルンスト及びクロエを含んでおりません) の出向および長期出張者の受け入れを行い、当社よりショットグループへ社員 1 名 (これには「役員兼務の状況」に記載しております佐藤を含んでおりません) を長期出張により派遣しております。

(役員・兼務状況)

(1) 親会社等から当社への役員派遣

(平成25年9月30日現在)

役職	氏名	親会社等又はそのグループ企業での役職	就任理由
非常勤取締役	オットマー エルンスト (Ottmar Ernst)	ショット日本株式会社 取締役	資本・業務提携契約に基づきショット社より推薦を受け取締役役に就任いたしました。国際的な企業グループでの経験に基づく高い見識を有し、当社社外取締役として取締役会において適宜意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
非常勤取締役	トーマス クロエ (Thomas Krohe)	SCHOTT AG 法務部 アトニー	資本・業務提携契約に基づきショット社より推薦を受け取締役役に就任いたしました。国際的な企業グループでの経験に基づく高い見識を有し、当社社外取締役として取締役会において適宜意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(2) 当社から親会社等への役員派遣

(平成25年9月30日現在)

役職	氏名	親会社等又はそのグループ企業での役職	就任理由
代表取締役社長	佐藤隆雄	SCHOTT AG ライティング・イメージング事業部アジア担当バイスプレジデント 兼 アジア担当ファイナンスアンドコントローリングダイレクター	「SCHOTT AG ライティング・イメージング事業部アジア担当バイスプレジデント」の役職については、当社代表取締役社長の就任に伴い、アジア地域での責任分掌を引き継いだものです。同「アジア担当ファイナンスアンドコントローリングダイレクター」の役職については、ショットグループより、同社ライティング・イメージング部門におけるアジア地区の経理財務業務の緊密化を図るため、非常勤の兼職として就任要請があり、これを受諾したものです。

4. 親会社等からの一定の独立性の確保の状況

当社は、親会社との間で資本業務提携契約を締結し、親会社との協調関係の強化を図るとともに、同契約において、当社と関連当事者（これには親会社及び親会社のグループ会社を含みます。）との間の取引の公正性を確保し、「独立当事者間と同様（at arms-length）」の原則を遵守するために、当社が合理的な方策を講じることを親会社は了解し、これに合意しております。また、親会社と親会社以外の一般株主との間での利益の相反のおそれのある関連当事者取引は、必ず取締役会に諮ることとし、かかる取締役会には親会社から独立した立場にある社外監査役が出席することを確保するものとしていることから、これらの施策により、親会社からの独立性は確保されているものと考えております。

5. 支配株主等との取引に関する事項

支配株主等との取引につきましては、下記のとおりであります。

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	SCHOTT AG	Mainz Germany	150,000 千ユーロ	特殊ガラス製品を中心とした特殊材料、部品、システムの開発・製造	(被所有) 間接71.6	販売、販売代理および研究開発	製・商品の販売	66,318	売掛金	3,027
							資金の引出	270,881	関係会社 預け金	1,212,970
							利息の受取	591		

6. 親会社又は支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社では少数株主の保護の方策として、親会社と親会社以外の一般株主との間での利益の相反のおそれのある関連当事者取引は、必ず取締役会に諮ることとし、かかる取締役会には親会社から独立した立場にある社外監査役が出席することを確保することと定めており、これを遵守しております。

以 上